

第九一回

参一二号

学校教育法の一部を改正する法律（案）

学校教育法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項ただし書中「又は事務職員」を削り、同条第十二項中「、養護教諭に代えて養護助教諭を」を削る。

第五十条第一項中「教諭」の下に「、養護教諭」を加え、同条第二項中「、養護教諭」を削る。

第一百三条中「当分の間」を「高等学校には、第五十条の規定にかかわらず、昭和五十九年三月三十一日までの間」に改める。

第一百四条を次のように改める。

第一百四条 小学校、中学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部には、第二十八条の規定（第四十条及び第七十六条において準用する場合を含む。）にかかわらず、昭和五十九年三月三十一日までの間、事務職員は、これを置かないことができる。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十八条第十二項の改正規定は、昭和五十九年四月一日から施行する。
- 2 政府は、速やかに、養護教諭の資格を有する者の不足を解消するため、その養成について計画を樹立し、これを実施しなければならない。

理 由

義務教育諸学校及び高等学校等についてその児童及び生徒の養護に万全を期するため養護教諭を、義務教育諸学校についてその事務処理の状況にかんがみ事務職員を置かなければならないこととする必要がある。これが、この法律を提出する理由である。